

地震対策編

目次

地震災害対策編

第1編	地震災害予防計画	1
第1章	防災思想・知識普及計画	2
第1節	職員に対する教育	2
第2節	教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発	2
第3節	住民に対する防災知識の普及	3
第4節	関係機関の活動	4
第5節	普及の際の留意点	5
第6節	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	5
第2章	住民の防災対策	6
第1節	住民の果たすべき役割	6
第2節	町の活動	7
第3章	自主防災組織の活動	8
第1節	自主防災組織の育成強化	8
第2節	自主防災組織の果たすべき役割	9
第3節	町の活動	10
第4節	自主防災組織と消防団等との連携	10
第5節	事業所等の自主防災活動	10
第6節	地域における自主防災活動の推進	11
第4章	事業者の防災対策	12
第1節	事業所等の果たすべき役割	12
第5章	業務継続計画の策定	14
第1節	業務継続計画の策定	14
第2節	基本方針	14
第3節	計画策定の考え方	14
第6章	ボランティアによる防災活動	15
第1節	災害救援ボランティアの養成・登録等	15
第2節	災害救援ボランティアの活動環境の整備	15
第3節	ボランティアの果たすべき役割	15
第7章	地震防災訓練計画	16
第1節	防災訓練の実施責務又は協力	16
第2節	防災訓練の種別	16
第3節	訓練の時期	16
第4節	訓練の方法	17
第5節	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	17
第6節	近隣市町等が実施する防災訓練への参加	17
第8章	地震災害予防計画	18
第1節	火災予防	18
第2節	消防力の充実強化	19
第3節	建築物等に対する安全対策	19
第9章	水害予防計画	21
第1節	河川管理施設の整備	21
第2節	ダム等管理者のダム等の操作	21
第3節	ため池、農業用排水路工作物の点検	21

第4節	重要水防箇所の把握及び監視	21
第5節	消防力（水防）の強化	21
第6節	伝達体制の整備	22
第7節	同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備	22
第10章	地盤災害予防計画	23
第1節	液状化対策の推進	23
第2節	農地保全対策の実施	23
第11章	避難計画	24
第1節	避難計画の作成	24
第2節	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	25
第3節	避難路の選定	26
第4節	住民等への周知のための措置	26
第5節	指定避難所の設備及び資機材の配備	27
第6節	避難計画	27
第7節	避難所運営マニュアルの策定	28
第8節	その他避難に関する必要な事項	28
第12章	緊急物資確保計画	29
第1節	食料及び生活必需品等の確保	29
第2節	飲料水の確保	30
第3節	物資供給体制の整備	30
第13章	医療救護体制確保計画	31
第1節	医療救護体制の確保	31
第2節	初期医療体制の整備	31
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備	32
第4節	難病患者等の状況把握	32
第5節	医薬品、医療資機材等の確保	32
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	32
第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	32
第14章	防疫・衛生、廃棄物等の処理計画	33
第1節	防疫・衛生体制	33
第2節	保健衛生活動体制の整備	33
第3節	し尿処理体制の確保	33
第4節	廃棄物処理体制の確保	33
第5節	廃棄物等の処理体制の整備	34
第15章	要配慮者の支援計画	35
第1節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」	35
第2節	避難支援等関係者	35
第3節	避難行動要支援者の把握、名簿作成、名簿情報共有	35
第4節	個別避難計画の作成	37
第5節	外国人、訪問客等への配慮	37
第6節	避難体制の確立	38
第7節	防災教育・訓練の充実	38
第8節	備蓄物資の整備	38
第9節	要配慮者の心得	39
第10節	指定避難所等における支援体制	39
第11節	社会福祉施設等管理者の活動	40
第16章	広域応援体制整備計画	41
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	41

第2節	全県的な防災相互応援体制の整備	41
第3節	協定の充実	41
第4節	応援要請体制等の整備	42
第5節	受援計画の策定・運用	42
第17章	情報通信システム整備計画	43
第1節	情報収集・連絡体制の整備	43
第2節	通信施設の運営管理	43
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管	43
第4節	防災情報システムの拡充整備	43
第5節	地震発生時の職員参集システムの整備	44
第18章	ライフラインの耐震計画	45
第1節	水道施設	45
第2節	下水道施設	45
第3節	電力施設	46
第4節	ガス施設	46
第5節	電信電話施設	46
第6節	廃棄物処理施設	47
第19章	公共土木施設等の耐震計画	48
第1節	道路施設	48
第2節	海岸保全施設	48
第3節	河川管理施設	49
第4節	港湾施設	49
第5節	農地・農業施設	50
第6節	防災上重要な施設	50
第7節	都市公園施設	51
第8節	文化財施設	51
第9節	通信放送施設	51
第20章	建築物等の耐震計画	52
第1節	建築主の責務	52
第2節	町の役割	52
第3節	ガラスの飛散防止	52
第4節	ブロック塀の倒壊防止	52
第5節	家具等の転倒防止	53
第6節	落下、倒壊のおそれのある危険構築物	53
第7節	情報システムの安全対策	53
第21章	危険物施設等の耐震計画	54
第1節	危険物施設	54
第2節	高圧ガス施設	54
第3節	毒物・劇物施設	55
第4節	火薬類貯蔵施設	55
第5節	放射性物質保有施設（医療機関・研究施設等）	54
第22章	災害復旧・復興への備え	56
第1節	平常時からの備え	56
第2節	複合災害への備え	57
第3節	災害廃棄物の発生への対応	57
第4節	各種データの整備保全	57
第5節	地震保険の活用	57
第6節	保険・共済の活用	57

第7節	り災証明書交付体制の整備	57
第8節	復興事前準備の実施	58
第2編	地震災害応急対策	59
第1章	応急措置の概要	60
第1節	町のとるべき措置	60
第2節	県のとるべき措置	60
第3節	住民のとるべき措置	60
第4節	関係機関のとるべき措置	61
第2章	防災組織及び編成	62
第1節	町の防災組織	62
第2節	活動体制	63
第3章	通信連絡活動	77
第1節	通信連絡手段	77
第2節	情報システムの確保	79
第4章	災害情報報告活動	80
第1節	情報活動の強化	80
第2節	災害情報等の収集連絡	80
第3節	情報の処理	85
第4節	県災害対策本部に対する報告及び要請	86
第5節	その他の情報活動	88
第5章	広報活動	93
第1節	町の活動	93
第2節	関係機関の活動	94
第3節	住民が必要な情報を入手する方法	94
第4節	広聴活動	95
第5節	安否情報の提供	95
第6章	避難活動	96
第1節	高齢者等避難及び避難の指示等	96
第2節	警戒区域の設定	98
第3節	避難誘導の実施	99
第4節	指定避難所等の設置及び避難生活	101
第5節	学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難対策	104
第6節	広域避難	105
第7節	避難状況の報告	105
第8節	他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	105
第9節	避難地区の警戒警備	106
第7章	緊急輸送活動	107
第1節	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	107
第2節	緊急輸送体制の確立	108
第3節	応援要請	110
第4節	記録等	110
第8章	交通応急対策	111
第1節	交通の確保対策	111
第2節	交通規制の実施	112
第3節	道路交通確保の措置	113
第4節	緊急通行車両の確認等	114
第9章	消防活動	116
第1節	消防活動の基本方針	116

第2節	消防機関の活動	116
第3節	消防活動の応援要請	118
第10章	水防活動	120
第1節	水防活動	120
第2節	水門等の操作	123
第3節	水防活動の応援要請	123
第11章	人命救助活動	124
第1節	人命救助活動の基本方針	124
第2節	町の活動	124
第3節	消防機関の活動	124
第4節	自主防災組織の活動	124
第5節	事業所の活動	125
第6節	自衛隊の活動	125
第7節	海上保安部の活動	125
第12章	食料の確保・供給	126
第1節	災害時における応急供給	126
第2節	住民及び自主防災組織の活動	127
第3節	炊き出し計画	128
第13章	生活必需品等の確保・供給	130
第1節	応急供給実施体制	130
第2節	災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	130
第3節	町が保有する備蓄物資の取扱い	131
第4節	日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	131
第5節	県が保有する備蓄物資の供給要請	131
第14章	飲料水の確保・供給	132
第1節	実施責任者	132
第2節	給水方法	132
第3節	給水量	133
第4節	給水期間	133
第5節	給水施設の応急復旧	133
第15章	医療救護活動	134
第1節	医療救護活動の実施方針	134
第2節	医療救護の実施	134
第3節	被災地の町の活動	136
第4節	医薬品等の確保	137
第5節	負傷者等の搬送	137
第6節	関係機関等への支援要請	137
第7節	協力要請への対応	138
第8節	住民及び自主防災組織の活動	138
第9節	病院診療所等一覧	138
第16章	防疫・衛生活動	139
第1節	実施責任者	139
第2節	防疫・保健活動	139
第3節	住民の活動	140
第17章	保健衛生活動	142
第1節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	142
第2節	被災者等への保健衛生活動	142
第3節	保健師等の応援・派遣受入	142

第18章	食品衛生活動	143
第1節	町の活動	143
第2節	住民の活動	143
第19章	死体の捜索・処置・埋葬	144
第1節	実施体制	144
第2節	行方不明者及び死体の捜索・処置・埋葬	144
第20章	廃棄物等の処理	147
第1節	実施体制	147
第2節	廃棄物等処理体制の編成	147
第3節	ごみ収集処理の方法	147
第4節	し尿の収集と処理	147
第5節	野外仮設トイレの設置	148
第6節	死亡獣畜の処理方法	148
第7節	処理施設の応急復旧	148
第8節	住民の活動	148
第21章	障害物の除去	150
第1節	実施体制	150
第2節	障害物等の除去	150
第3節	河川の障害物の除去	150
第4節	港湾区域における障害物の除去	150
第5節	住宅関係障害物の除去	150
第22章	動物の管理	152
第1節	町の活動	152
第2節	住民及び民間の活動	152
第3節	死亡した動物及び家きんの処理	152
第23章	応急住宅対策	153
第1節	住宅応急対策の実施	153
第2節	公営住宅等の一時供給	154
第3節	応急仮設住宅の供給	154
第4節	被災住宅の応急修理	155
第5節	経費の負担	155
第24章	要配慮者への援助	156
第25章	広域応援活動	158
第1節	消防機関の活動	158
第2節	町の活動	158
第3節	海上保安庁の支援	159
第4節	応援要員の受入れ体制	159
第5節	従事命令又は協力命令	160
第6節	外国からの応援活動	160
第26章	ボランティア等への支援	161
第27章	自衛隊の活動	162
第1節	自衛隊の支援	162
第2節	自衛隊の救助活動の内容	163
第3節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	163
第4節	派遣部隊の受入れ措置	163
第5節	派遣部隊の撤収	164
第6節	費用負担	165
第28章	ライフラインの確保	166

第1節	水道施設	166
第2節	下水道施設	166
第3節	電力施設	166
第4節	ガス施設	167
第5節	電信電話施設	168
第29章	公共土木施設等の確保	170
第1節	道路施設	170
第2節	海岸保全施設	170
第3節	河川管理施設	170
第4節	港湾施設	170
第5節	農地・農業施設	170
第6節	都市公園施設	171
第30章	郵政事業の運営維持	172
第1節	郵便物の送達確保	172
第2節	郵便局の窓口業務の維持	172
第31章	鉄道施設災害の応急活動	173
第1節	災害対策本部等の設置	173
第2節	情報連絡体制の整備	173
第3節	災害応急措置及び復旧対策	173
第4節	旅客等への広報	173
第5節	避難誘導	173
第32章	危険物施設等の安全確保	174
第1節	危険物施設	174
第2節	高圧ガス施設	174
第3節	毒物・劇物貯蔵施設	175
第4節	火薬類製造施設・貯蔵施設	175
第33章	海上災害応急活動	176
第1節	実施機関	176
第2節	関係機関相互の通報連絡	176
第3節	関係機関の活動	177
第4節	大量排出油対策	178
第5節	船舶火災対策	179
第6節	在港船舶対策	179
第7節	陸上施設事故対策	179
第34章	大規模火災応急活動	181
第35章	応急教育活動	182
第1節	学校における災害応急対策	182
第2節	応急教育計画の作成	182
第3節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	183
第4節	文化財の保護	184
第36章	社会秩序維持活動	185
第37章	消防防災ヘリコプターの支援	186
第1節	緊急運航要請手続	186
第2節	支援活動の種類	186
第3節	緊急運航の要件	186
第4節	自主出動	186
第38章	災害救助法の適用対策	187
第1節	災害救助法の適用	187

第2節	活動計画	189
第3節	救助の種類	189
第3編	地震災害復旧・復興対策	191
第1章	災害復旧対策	192
第1節	激甚災害の指定	192
第2節	被災施設の復旧等	192
第3節	災害廃棄物の処理	193
第4節	義援物資、義援金の受入れ及び配分	193
第2章	復興計画	195
第1節	復興計画の策定	195
第2節	防災まちづくりを目指した復興	195
第3節	復興予算（中長期計画）の編成	196
第4節	復興財源の確保	196
第3章	被災者の生活再建支援	198
第1節	被災者の経済的再建支援	198
第2節	恒久住宅対策	199
第3節	中小企業を対象とした支援	199
第4節	雇用対策	199
第5節	生活保護	200
第6節	農漁業者を対象とした支援	200
第7節	要配慮者の支援	200
第8節	生活再建支援策等の広報	201
第9節	地域経済の復興と発展のための支援	201
第4編	南海トラフ地震災害対策	202
第1章	総則	203
第2章	関係者との連携協力の確保	204
第1節	資機材、人員等の配備手配	204
第2節	他機関に対する応援要請	204
第3節	帰宅困難者への対応	208
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	209
第1節	津波からの防護	209
第2節	津波に関する情報の伝達等	209
第3節	避難指示等の発令基準	209
第4節	避難対策等	209
第5節	消防機関等の活動	211
第6節	上下水道、電気、ガス、通信、放送関係	211
第7節	交通	211
第8節	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	212
第9節	迅速な救助	213
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	214
第5章	防災訓練計画	215
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	216
第1節	町職員に対する教育	216
第2節	地域住民等に対する教育	216
第3節	相談窓口の設置	216
第7章	南海トラフ地震の時間差発生における円滑な避難の確保等	217
第1節	南海トラフ地震に関連する情報	217
第2節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策	218

第 3 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策...	218
第 4 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策...	222
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策	223